

学校教育活動再開時における登下校時の安全確保について（新規）

学校教育活動再開時における登下校時の児童生徒の安全確保について依頼するものです。

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 15 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

御中

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

学校教育活動再開時における登下校時の安全確保について

平素より児童生徒の安全確保のため特段の御尽力をいただいておりますことに、感謝申し上げます。

学校休業期間中の登下校時における児童生徒の安全確保については、令和2年5月1日付け初等中等教育局長通知（2文科初第222号）等により取組をお願いしてきたところです。この度、5月14日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）が変更されたことに伴い、今後、地域の感染状況に応じて、感染予防に最大限配慮した上で、段階的に学校教育活動が再開されていくことが見込まれます。

学校教育活動の再開に際しては、各学校において、児童生徒に対して交通安全の観点や防犯の観点も踏まえた安全指導を行うことや、地域と連携した見守り活動の実施など、登下校時の児童生徒の安全確保に取り組んでいただくようお願いいたします。特に、感染症対策のため分散登校が実施される場合には、児童生徒が通学路を一人で登下校するといったことも想定されますので、特段の注意をお願いいたします。

また、登下校時の安全確保については、教育委員会・学校と警察や自治体の交通安全担当部署、PTAや保護者、地域のボランティア等との連携が重要であり、スクールガード・リーダーなどの見守りの専門家も活用することが考えられます。その際、特に通学に不慣れな小学校第1学年の通学中の安全確保については十分に注意していただくようお願いいたします。

なお、登下校中の新型コロナウイルス感染症対策についても、引き続き登下校時間帯の分散や、集団登下校の際に密接とならないよう指導することなどの工夫をお願いいたします。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校、域内の市町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対し、各国公私立大学法人担当課におかれては所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対し、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、周知されるようお願いいたします。

なお、教育委員会学校安全主管課、私立学校主管部課、国立大学法人担当課におかれては、地域全体で児童生徒等の安全を確保するという観点から、私立学校及び国立学校にも学校安全に関する情報共有等が行われるよう積極的に連携願います。

【問合せ先】

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室 交通安全・防犯教育係
電話：03-5253-4111（内線2695）
E-mail: anzen@mext. go. jp